

用語の説明

「人が人であることに基づいて、当然に保障される権利」

この一文は、人権が保障される理由について述べています。人権は、その人が人間であることだけを理由に保障されます。それ以外の要件はありません。人権は、人間に固有の権利なのです。

「生まれながらにして」

この文言は、人権が国家から恩恵的に与えられた権利ではないことを意味しています。出生とともに当然に、すべての人が人権を有しています。

「差別」

一般に、憲法が保障する「平等」は、すべてを同じに扱うことを要請するものではありません。それは、「同一の状況にある人は、同一に扱わなければならない」（相対的平等）ということをや要請するものです。したがって、人を違って扱うこと（区別のすべてが、ただちに平等違反、すなわち、「差別」になるわけではありません。違って扱う必要不可欠な根拠がないにもかかわらず区別することが、「差別」です。

「市民」

本宣言では、「市民」という言葉を広い意味で捉えています。横須賀市に住所を有する人だけではなく、横須賀市以外に住所を有する人も横須賀市にある企業等で働いている人や横須賀市にある学校で学んでいる人も、さらには、横須賀市に観光等で訪れる人や日本国籍を有しない人も含んでいることです。

「協働」

「協働」とは、市と市民と企業の協力関係のひとつの形態を表す言葉です。それは、それぞれが対等の立場で、対等の関係にあるパートナーとして、施策や計画の立案・策定・実施・監督などを共に行うことを意味します。

「人権尊重の理念」

人権尊重の理念とは、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」のことです。